

ルソーによるグロティウス批判

— ルソーの近代国際法理論検討の契機として —
Jean-Jacques Rousseau's Criticism on Hugo Grotius

明石 欽司*

目 次

序論	問題の所在
I.	ルソーによるグロティウス批判
I.i.	「国家」観
I.ii.	「戦争」概念と「戦争法」、そして「奴隷権」
II.	ルソーのグロティウス批判の特質
II.i.	認識論批判
II.ii.	方法論批判
結論	ルソーの近代国際法との関連性

序 論

ルソー (Jean-Jacques Rousseau : 1712-78) は、彼の諸著作^{注1}において多くの著名な法・政治・国家思想家に言及している。就中、グロティウス (Hugo Grotius : 1583-1645) の名前は頻繁に登場している。実際、ルソーにとってこのオランダ人は或る種特別な存在であった様に思われる。何故ならば、彼は、『不平等論』の「献辞」において彼の父親に関する思い出を語る中で、タキトゥス及びプルタルコスと共にグロティウスの『戦争と平和の法』^{注2}にルソ

注1 本稿で参照及び引用するルソーの著作は、全てC. E. Vaughan (ed.), *The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau*, 2 vols (Cambridge, 1915)に収録されており、注における引用箇所の表示はこのVaughan版の巻・頁数である。また各々の著作の註における表記 (“PW” とある箇所は、編者ヴォーン自身の見解を指す。また、書誌中の年号は初版刊行の年ではなく、執筆・脱稿の年を示している。)と表題の邦語略称は以下の通りである。尚、本稿におけるルソーの著作からの引用は全て拙訳による。また、拙訳中の [] 内も筆者による。

PW(CG): *Considérations sur le Gouvernement de Pologne* (1772) 『ポーランド統治論』

PW(CS, 1e ver.): *Du Contrat social, ou essai sur la forme de la république* (c. 1761) 『社会契約論手稿』

PW(CS): *Du Contrat social, ou principes du droit politique* (1762) 『社会契約論』

PW(DO): *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes* (1775) 『不平等論』

PW(EG): *L'état de guerre* (c. 1755-6) 『戦争状態』

PW(Emile): *Émile, ou de l'éducation* (1762) 『エミール』

PW(EP): *Extrait du projet de paix perpétuelle de monsieur l'Abbé de St-Pierre* (1756) 『抜粹』

PW(Frag): *Fragments* (1755) 『断章』

PW(JP): *Jugement sur le projet de paix perpétuelle* (1782) 『批判』

PW(PC): *Projet de Constitution pour la Corse* (1765) 『コルシカ憲法草案』

注2 *De jure belli ac pacis libri tres* (1625)。以下、註の中では “JBP” とする。本稿で参照したのは、“The Classics of International Law” (Washington, 1913) 所収の1646年版である。

*AKASHI, Kinji [情報文化学科]

一自身が親しんでいたことを示唆しているからである。¹¹³しかし、彼によるグロティウスの引用は、自己の立論過程のために直接援用する場合も若干あるものの、¹¹⁴その殆どが批判の対象としてのものである。しかも、それらの批判は、「国制法」(le droit politique)における当時の「全学者の師」であるグロティウスを「子供でしかなく、それも不誠実な子供 (un enfant de mauvaise foi)」¹¹⁵とするような激しい言葉を伴うほどのものである。

グロティウスは言うまでもなく、国際法学説史の中で最重要な、そして最も頻繁に議論の対象とされてきた人物である。斯かる人物の見解に対して、近代国家・政治理論史において同様の地位を占めてきたルソーが如何なる批判を加えたのかは、それ自体で興味ある問題である。しかしそれ以上に、国際法学説史研究の観点からすれば、ルソーの「国際社会」及び「国際法」に関する認識という、これまであまり論じられてこなかった問題を考察する上での何らかの手掛かりがそこには存在するものと思われる。

以上の様な認識の下で、本稿は、直接的にはルソーの諸著作におけるグロティウス批判の論点を整理し、それを通じて、ルソーの批判が「国際法学者」としてのグロティウス批判に繋がるのか否かを検証することを直接の目的としている。但し、本来の目的はそれに止まるものではない。我々が大きな関心を抱いていることは、これまで殆ど検討されてこなかったルソーの諸理論の近代国際法との関連性、更にはそれらの国際法学説史における位置付けについてである。しかし、残念ながら、それらについては紙数の制約もあり、別稿で検討せざるを得ない。その意味で、本稿は「ルソー国際法理論研究序説」として位置付けられるべきものであることを強調しておきたい。

尚、本稿における検討対象は、ルソーによるグロティウスへの明示的言及のみとすることを原則とするが、グロティウスの名前が挙げられていない場合であってもその批判内容が明らかに彼に向けられていると考えられるときには、それらをも対象に加えることとする。従って、例えばグロティウスにおける「自然法」概念とルソーのそれといった、各々の著作からの抽出・比較は可能であるが、ルソーがグロティウスとの関連で言及したのではない論点については考察の対象外とする。

注3 PW(DO), I, p. 131を見よ。

注4 例えば、PW(DO), I, p. 178; PW(CS, le ver.), I, p. 453等を見よ。

注5 PW(Emile), II, p. 147.

I. ルソーによるグロティウス批判

I.i. 「国家」観

ルソーの著作が国際法学説史において殆ど注目されてこなかった主たる理由の一つは、『社会契約論』をはじめとする彼の政治学・法学関係の主要著作が、国家の構成原理や統治原理を主題とするものであり、主権国家が理論的に構成された後のそれら相互間の関係について論じた著作が少ないことにあるものと思われる。従って、ルソーがグロティウスに向けた批判の幾つかが、『戦争と平和の法』中で触れられた国家構成原理に関する見解に向けられるのも当然の結果と言える。以下本節では、グロティウスの「国家」観に関連してルソーが批判を展開する箇所を紹介することとしたい。

先ず最初に、「人民 (peuple) は自らを一人の王に与え得る」^{注6}とのグロティウスの見解に対するルソーの批判を見ることとする。彼はこの見解を受けて、「グロティウスによれば、人民は自らを王に与える以前に人民である」とする。これに続けて、「この贈与自体が市民としての行為 (un acte civil) であり、全体の議決 (une délibération publique) を前提」とし、「それゆえに、人民が王を選出する行為を考察する以前に、人民が人民となる行為を考察する方が良い」とルソーは考える。「何故ならば、後者は必然的に前者に先行する行為であり、社会の真の基盤だから」である。^{注7}ここでは、グロティウスが所与の存在としての支配者と被支配者を無批判に前提として受け入れ、その「事実」を出発点として立論していることをルソーは指摘している。その意味で、グロティウスの議論において国家構成原理に関する考察が不十分であるとのルソーの認識が示唆されているのである。これに関連して次の一節も挙げられるべきであろう。

ルソーは「何れの者も自己が構成員である国家を、その国家を退去することにより、放棄し、自己の自然的自由と財産を取り戻すことができる」というグロティウスの見解を紹介している。^{注8}その上で「結合した全市民が、それらが各々個別に為し得ることを為し得ないとすることは不条理であろう」^{注9}と論ずる。しかし、それはグロティウスを支持するためではなく逆に彼とは全く異なる結論、即ち「国家において廃止不可能な基本法はなにもなく、社

注6 ルソーはこのグロティウスの議論が何処で展開されているかを示していない。恐らく、*JBP*, I, iii, 8, (3)-(6)における議論を指すものであろう。

注7 *PW(CS)*, II, p. 31.

注8 *PW(CS)*, II, p. 102; *JBP*, II, v, 24.

注9 *PW(CS)*, II, p. 102.

会契約もまた同様であり、それ故「共通合意に基づくこの契約を解消するため全市民が集合するならば、極めて正当に解消されることは疑いえない」^{注10}との結論を導くための議論である。この箇所においては、ルソーはグロティウスの見解を引用し、それを敷衍することにより、グロティウスが認めないであろうような結論を導き出している。換言すれば、ルソーは、グロティウスの論理展開の不徹底さを衝き、彼の論点を逆用しているのである。このようなグロティウスの「主権」理論の不徹底さ、「人民主権論」に対する非本質的批判等はこれまで指摘されてきていることではあるが、^{注11}ルソーもまたこの点について彼自身の理論と照合させながら批判しているのである。

さて、以上はグロティウスの国家構成原理に関する認識の浅薄さを指摘するものであるが、それとの関連において、「国家」自体についてのグロティウスの認識に対して向けられたルソーによる批判も屢々見受けられる。その例としては、グロティウスにとって「全人類が百人程度の人間に従属しているのか、それとも、この百人程度の人間が全人類に従属しているのか、疑わしくなる」が、「彼の著書全体では」、ホブス同様「彼は前者の意見に傾いているように思われる」^{注12}とされている一節が挙げられる。これに続いてルソーは、「牧人が彼の家畜よりも優れた本性を有しているのと同様、人間の主人である人間の牧人もまた、彼の人民よりも優れた本性を有している」とのローマ皇帝カリギュラの論理が、ホブス及びグロティウスの論理と全く一致するとしている。^{注13}ここに引用されたグロティウスの主張は、ルソーが構想する個々人を出発点とする、そしてそれゆえに民主的な国家構成原理とは相容れないものである。そうであるからこそ、ルソーとしては斯かる主張を原理的に否定せざるを得ないであろう。

更にこの議論に続いて、ルソーは次の様にも述べている。まず「最強者であっても、自己の力を権利に、[他者の] 服従を義務に変えない限り、常に主人であり続けるのに足るほど十分に強いということは決してなく、「ここから最強者の権利 (le droit du plus fort) が」発生するとされており、これは「一見皮肉に思われる権利だが、実際には原理として確立」されていることをルソーは認める。しかし、「力に屈することは止むを得ない行為であって、自発的行為ではなく、「せいぜい賢慮の行為」なのであるから、「如何なる意味でそれが義務で

注10 *Ibid.*

注11 例えば、田中忠「国家と支配権」大沼保昭（編）『戦争と平和の法』（東信堂、1987年）211-22頁を見よ。

注12 PW(CS), II, p. 25.

注13 PW(CS), II, pp. 25-6.

あり得ようか」^{注14}と彼は問う。これに続けて、この最強者の権利なるものが存在すると仮定した場合の議論が展開される。その場合「権利を生み出すものが力であるとすれば、結果は原因と共に変化」する。なぜならば、「最初の力を打倒する全ての力が前者の権利を継承する」のであり、「罰せられることなく反抗し得るならば、反抗は合法的に為され得る」からである。そこで、「この権利という文言が力に何も附加しないということが理解され」、この言葉が「ここでは全く何も意味しない」こと、更に「力は権利を生み出さないこと及び人は正当な権力にしか服従する義務がないことを我々は承認しよう」^{注15}とルソーは結論する。

グロティウスが「抵抗権」を如何なるものとして認識していたかについては、後述の如く様々な見解が提示されている。しかし、少なくともグロティウスが自然法上抵抗権を原則的に否定したことについては異論はないであろう。ここで論じられている「最強者の権利」批判の場合も、グロティウスの名前は直接的には言及されていない。しかし、上述の「全人類が百人程度の人間に従属しているのか云々」という議論^{注16}におけるグロティウス認識批判に続く部分で展開されており、ここでの批判対象としてルソーの念頭にあったのは、やはりグロティウスであったと解される。

この他に、近代国家の属性と考えられる「主権」に関する考察においても、ルソーはグロティウスの見解を引いている。即ち、主権の不可分性を巡り、『戦争と平和の法』^{注17}においてグロティウス及び同書の翻訳者であるバルベイラックが「どれほど混乱し、彼らの詭弁の中で身動きできず、彼らの見解に従って、過剰に或いは全く不十分に述べることや彼らが調停すべき利害関係を害することを恐れている」かが理解されると指摘する。^{注18}更に、グロティウスが「祖国に満足せず、フランスに亡命し、彼の著作が献呈されたルイ13世におもねって、可能な全ての手段をもって人民から彼等の全ての権利を剥奪し、それらを国王に付与するためには何ものをも惜しまない」^{注19}とされている。「仮に」グロティウスとバルベイラックが「真の原則を採用したならば、全ての困難は排除され、彼等は常に一貫していたであろう」^{注20}ともルソーは言う。しかも、彼はグロティウスがルイ13世から年金を受け取っていた

注14 PW(CS), II, p. 26.

注15 PW(CS), II, pp. 26-7.

注16 PW(CS), II, pp. 25-6.

注17 JBP, I, iii et iv.

注18 PW(CS), II, p. 41.

注19 PW(CS), II, pp.41-2.

注20 PW(CS), II, p. 42.

ことやスウェーデンの駐仏大使となったことに対して痛烈な皮肉を投げかけている。^{注21}

元来グロティウスは「主権が人民に存する」との見解を拒絶し、「この見解がどれほど多くの邪悪を惹起しているか」と述べている。^{注22}あらゆる社会契約論が「人民主権論」に必然的に帰着するわけではない。しかし、個々人を主権者の構成員と考へ^{注23}、「自己の存在を社会契約の神聖さからのみ引き出す政治体又は主権者は、自分自身の一部を譲渡したり、他の主権者に従属するといった、その始源的行為〔社会契約〕から逸脱する如何なることにも自己を義務付けることはできない」^{注24}とする社会契約論を唱導し、更に諸著作の中で現実に存在する国家に対して共和政を推奨する^{注25}ルソーにとっては、「人民主権論」の否定は受け入れ難い主張なのである。

以上の様に、「国家」及び「主権」を巡っては、論理的問題点のみならず、所与の存在としての「国家」や「支配関係」に関する解釈においても、ルソーとグロティウスは著しい対比を示している。そこには「人間のあらゆる権力は統治される者のために樹立されているということ」をグロティウスが否定し、その例として奴隷を挙げている^{注26}ことを批判するルソーが考える国家設立の目的を巡る根本的発想の相違という、架橋不能な相違が存在していると言えよう。

1.ii. 「戦争」概念と「戦争法」、そして「奴隷権」

ルソーの国家理論において、「戦争」、「戦争法」、「奴隷権」という三つの問題は相互に密接に関連している。それは、彼の「戦争」観念が「戦争法」の内容を規定し、更に、「戦争法」の中で最重要な論点の一つが、勝者が敗者を奴隷とし得る権利（「奴隷権」）を巡るものからであり、また逆に、グロティウス（及び他の者）が説く「奴隷権」を理論的に否定しようという実践的目的が、ルソーの「戦争法」、更には「戦争」概念を規定しているとも考えられるからである。そこで、以下これら三つの重要概念を巡ってルソーが展開するグロティウス批判を順次見ることとしたい。

注21 *Ibid.* ドラテの表現を借りるならば、グロティウスは「信念によってではなく利益によって王権の擁護者となった」のである。R.Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps* (2e ed., Paris, 1974), p. 74.

注22 *JBP*, I, iii, 8, (1).

注23 *PW(CS)*, II, p. 34.

注24 *PW(CS)*, II, p. 35.

注25 例えば、『コルシカ憲法草案』、『ポーランド統治論』を見よ。

注26 *PW(CS)*, II, p. 25; *JBP*, I, iii, 8.

1.ii.a.「戦争」概念

「戦争」概念に関しては、グロティウスの「奴隷権」理論を批判しつつ、ルソー独自の「戦争」の定義が展開されている一節から検討を開始したい。そこでは、ルソーは最初にグロティウスの理論を次の如く紹介している。

「グロティウス及びその他の者達は戦争から所謂奴隷権のもう一つの起源を引き出す。」^{注27}つまり、「彼らによれば、勝者は敗者を殺す権利を有し、後者は自己の自由を犠牲にして命を買い戻すことができるのである。」^{注28}これに対してルソーは、この敗者を殺害する権利が「戦争状態においては断じて発生しない」との反論を行う。彼は先ず、「原始的独立の中で生きる人間達は、平和状態をも戦争状態をも構成するに足るだけの恒常的な接触を彼らの間で有して」おらず、「彼らは自然的には互いに敵なのでは決してない」として、自然状態における戦争の存在を否定する。その上で、「戦争状態は、単純な人間関係ではなく、物的 (réelles) 関係のみを生じさせる」との前提に立ち、「永続的私有財産が存在しない自然状態においても、また全てが法の権威の下にある社会状態においても、私戦、即ち人間対人間の戦争は存在し得ない」とする。従って、「戦争は人間対人間の関係では決してなく、国家対国家の関係であって、その中では偶発的な場合にのみ個人は敵となるのであって、それも人間として或いは市民としてでは決してなく、兵士として敵となるのであり、また「祖国の一員としてでは決してなく、祖国を防衛する者として敵となるのであり」、「結局、各国家は他の国家のみを敵とし得るであって、人間を敵とはし得ない」とする。なぜならば「異なる本質のものの間では人は真の関係を何ら確定し得ないから」である。^{注29}

この一節においてルソーは、「戦争」を「国家対国家」の関係としてのみ捉え、所謂「私戦」を完全に排除している。この認識は、近代国際法における「戦争」観念に合致するものと言える。^{注30}これに対してグロティウスの「戦争法」理論においては、依然として「私戦」が

注27 JBP, III, vii, 5.

注28 PW(CS), II, p. 29.

注29 PW(CS), II, pp. 29-30. 尚、『断章』(PW (Frag), I, pp. 308-14.) も見よ。

注30 ヌสบアオムは、この様なルソーの戦争概念を、「根本的意義に達する全く新種の見解」と評した上で、1870年の対仏宣戦の際にプロイセンのヴィルヘルムI世が、当該戦争が「仏兵に対するものであって、仏市民に対するものではない」としたことを挙げつつ、後世への影響を評価している。A. Nussbaum, *Geschichte des Völkerrechts* (München, Berlin, 1960), S. 154. 同じく、C. G. Roelofsen, "De Periode 1713-1815", in A. C. G. M. Eyffinger (red.) *Compendium Volkenrechtsgeschiedenis* (2e druk, Deventer, 1991), p. 125. 但し、カール・シュミットは、戦争が国家間の関係であるとするルソーの定式化の論拠の薄弱さを指摘し、批判している。C. Schmitt, *Der Nomos der Erde im Völkerrecht des Jus Publicum Europaeum* (Berlin, 1950), S. 122-3.

「戦争」理論の中で扱われ、^{注31}また「国家」以外の団体が交戦主体として論じられている。^{注32}斯かる「戦争」概念はルソーの立場からすれば、不正確なものと思われたであろうし、更にそれに基づいて構築されたグロティウスの「戦争法」理論もまた不正確なものとして批判の対象とされたのも当然の結果であろう。特に、勝者は国家であり、敗者即ち奴隷となる者は私人であるという「異なる本質のもの」の混同の結果、「奴隷権」を承認するグロティウスの理論は、ルソーからすれば看過し得ないものであったであろう。

また、この文脈においてルソーは、封建制度について「それ以上愚かなものは他になかった程愚かな制度であり、自然法の諸原則や、全ての良き政治に反するもの」として批判している。^{注33}これをグロティウス批判の文脈で捉えるならば、グロティウスが封建的階層秩序を是認する「戦争法」理論を展開している^{注34}ことに対する批判と理解することが可能である。^{注35}

I.ii.b. 「戦争法」

ルソーは、グロティウスの「戦争」概念を誤りであるとする立場を「戦争法」に関する議論においても貫徹している。『エミール』において彼は、グロティウス及びホッブスに対する簡略な批判を行った後、エミールの教育についての概略を述べる中で、「戦争法に関する真の原則を定め、且つ何故グロティウスや他の者が誤りのみを提示したのかについて検討しよう」としている。^{注36}ではグロティウスの誤りとは具体的に何なのであろうか。『社会契約論』においてルソーは、「人はときとして、国家の構成員の一人をも殺すことなく、国家を殺すことができ」、「戦争はその〔戦争の〕目的に必要な権利を何ら与えない」と表明した上で、「これらの原則はグロティウスの原則とは異なる」としている。しかも、「これらの原則は詩

注31 JBP, I, iii, 1を見よ。

注32 特に、JBP, I, vを見よ。

注33 PW(CS), II, p. 29.

注34 例えば、「上位者に対する従属者の戦争」(JBP, I, iv.)における議論を見よ。そこでは、グロティウスは所謂「抵抗権」を原則的に否定し、一定の場合のみにこれを認めている。この問題についての諸見解については、大沼保昭「戦争」同(編)『戦争と平和の法』(東信堂、1987年)172-4頁を見よ。

注35 尚、ルソーは、「征服の権利」(le droit de conquête)も否定し、征服者が敵を殺害する権利を有するのは、敵を奴隷とし得ない場合のみであって、その逆ではなく、従って、敵を奴隷にする権利を殺害する権利に基づかせることはできない、とする。(PW(CS), II, p. 30.)そして、「この問題を考察する如何なる意味においても、奴隷とする権利は無効である」(PW(CS), II, p. 31.)として、グロティウスの「奴隷権」理論を徹底的に否定するのである。以上の如き議論をグロティウス(及びホッブス)による専制政治擁護に対するルソーの批判であると捉えることは可能であろう。

注36 PW(Emile), II, p. 147.

人の権威に基礎付けられたものではなく、事物の本性に由来しており、理性に基礎付けられている」^{注37}として、グロティウスの理論の根拠にも皮肉な眼差しを向けている。結局、ルソーにとっては、「事物の本性に由来し」「理性に基礎付けられている」戦争法の諸原則が真実の原則であり、その具体例がここに挙げられた二つの原則なのである。

ところで、グロティウスの考える「戦争法」が誤った基礎の上に置かれているとルソーが考える以上、グロティウスがそれに伴って発生するとしている「奴隷権」もまた、批判の対象とならざるを得ないことになる。^{注38}

I.ii.c.「奴隷権」

「奴隷権」に関する議論において、ルソーは先ず、「或る個人が自己の自由を譲渡し、或る主人の奴隷となることができるならば、何故に或る人民 (people) の全体が自己の自由を譲渡し、或る国王の臣民となることができないのであろうか」というグロティウスの見解を提示する。^{注39}これに続いて、「譲渡する (aliéner)」という文言の意味が考察され、「自らを他者の奴隷とする者は、自らを与えるのではなく、少なくとも自分の生活手段と交換に自らを売却する」との解釈が示される。ここでルソーは、「しかし、どうして或る人民が自己を売却するであろう」との疑問を提起する。そして、「或る人間が無償で自己を与えると言うことは、愚かしくまた想像も不可能なことを言うこと」であり、「斯かる行為は、それを行う者が正気ではないということにより、不当且つ無効である」とする。その上で、「それと同一のことを或る人民全体について言うのは、人民を気遣いと推測することであり、「狂気は何らの権利も生まない」と断ずるのである。^{注40}これは人間や国家構成原理に関するグロティウスの認識に対する批判を伴う、極めて説得的な立論であると言える。

ところで、ここで紹介されているグロティウスの論理の中核には、専制君主への自発的従属を肯定しようという考えがある。既に若干触れた如く、「絶対主義のイデオログ」としてのグロティウス評価はかなり多くの論者により提起されている。斯かる評価との関連で、ル

注37 PW(CS), II, 30.

注38 また、この箇所では、ルソーとグロティウスの論証方法の相違が現れている。この点に関しては後述(II.ii.)する。

注39 PW(CS), II, p. 27; *JBP*, I, iii, 8.

注40 PW(CS), II, pp. 27-8.

ソーが「専制 (tyrannie) の自発的設立の中には堅実性も真実性も見い出されないだろう」^{注41}として、やはり人民の自由意思による自己の自由の譲渡という考えを否定していることも考慮されるべきであろう。

更に、「奴隷権」に関してグロティウスと同様な説を有するプーフENDORFについてもルソーは批判の鋒先を向ける。「プーフENDORFは、協定や契約を通じて或る人が彼の財産を他人に譲渡すると全く同様に、他人のために自己の自由を放棄することもできると言う」^{注42}との説を紹介した上で、ルソーは、財産の譲渡と生命・自由の譲渡は全く別の問題であり、後者は「如何なる値であっても、それらを放棄することは自然及び理性に同時に反することとなろう」と論ずる。更に、斯かる譲渡が仮に可能であるとしても、奴隷の子もまた奴隷となるということは、「人が人として生まれぬ」という「自然に対する反逆」を為すことになる、とルソーは続けるのである。^{注43}

この様に、ルソーはグロティウス（及びプーフENDORF）が肯定する「奴隷権」と奴隷制を徹底的に批判するのである。^{注44}ここでは同時に、「人間のあらゆる権力は統治される者のために樹立されている」^{注45}というルソーの国家観、或いは死の危険の中で締結された契約は無効とする彼の契約観を読み取ることが可能であろう。

II. ルソーのグロティウス批判の特質

前章においては、グロティウスが具体的に唱導する諸説に対してルソーが展開した批判が整理され、簡単な分析が加えられた。それをもとに、本章ではルソーのグロティウス批判が如何なる特質を有するものかを論ずることとしたい。勿論、「特質」という文言は甚だ曖昧である故、具体的な議論に入る前に、ルソーのグロティウス批判が内容的に二つの範疇に区分され得るということを予め指摘しておきたい。それらは、第一に、認識論におけるグロティウスの誤りとルソーが看做す事柄に対するもの、第二に、グロティウスの方法論的立場に向けられたものである。以下、この順にルソーの批判を紹介・分析し、それらの特質の描写を試みたい。

注41 PW(DO), I, p. 186.

注42 PW(DO), I, p. 187. S. Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo*, VII, v et vi. 本稿で参照したのは、“The Classics of International Law” (Oxford, London, 1934) 所収の1688年版である。

注43 PW(DO), I, p. 187.

注44 更に、PW(Frag), I, pp. 310-1においてもグロティウスの奴隷権理論への反論が試みられている。

注45 PW(CS), II, p. 25.

II.i. 認識論批判

ルソーがかくも多くのグロティウス批判を展開するのは何故であろうか。勿論、『戦争と平和の法』自体が持つ政治・法哲学上の重要性や権威等をルソーが認めたからこそ、議論の俎上にのせたことは明らかではある。だが、これほどまでに徹底した批判は斯かる重要性や権威だけでは説明がつくものではないであろう。ルソーのグロティウス批判の激烈さは一体何に由来するのであろうか。

この問題を考えるに当たり、既に瞥見したグロティウスの「国家」観に対するルソーによる批判を再度検討してみたい。「人民は自己を一人の王に与え得る」とのグロティウスの主張に対してルソーが展開する反論は、「人民が王を選出する行為を考察する以前に、人民が人民となる行為を考察する方が良」く、その理由は「後者は必然的に前者に先行する行為であり、社会の真の基盤だから」というものである。^{注46}この場合、ルソーはグロティウスの論理展開が不徹底であることを批判しているのであり、またその不徹底さは対象事項についてのグロティウスの認識不足に由来しているものと考えられる。前章で見たグロティウスの「国家」観に対するルソーによる批判の多くも、グロティウスの「国家」認識の不十分さと、それゆえの論理不徹底に向けられたものと解してよいであろう。

それでは、「奴隷権」を巡る批判からは如何なる特質が引き出されるのであろうか。

ヴォーンも指摘する通り、グロティウスにとって、「奴隷権」を巡る議論の前提は「人は自らの生命を救うために生命と自由を交換するであろう」ということである。^{注47}これに対して、ルソーにとっては生命と自由の交換は「自然と理性に反する」^{注48}行為なのである。つまり、同じ行為に対して全く異なる評価を両者が下しており、そこから両者の議論は全く異なる方向へと展開することになる。まさに、「生命と自由の交換」を巡る認識の相違が、ルソーとグロティウスの間における諸々の見解の相違（ルソーによるグロティウス批判）の根本的な原因となっているのである。その意味において両者間のこの「人間」観の相違は、上述の「国家」観を巡る相違より一層根元的な相違と言えるであろう。

ここで更に、以上の点に関連して付言すべきことがある。それはグロティウスの「社会契約論者」としての評価に関するものである。彼は「社会契約論者」の範疇から除外されるこ

注46 PW(CS), II, p. 31.

注47 PW, I, p. 288.

注48 PW(DO), I, p. 187.

とが多い^{注49}が、彼の著作中に社会契約論的国家構成原理に関する思考が全く存在しないわけではない。^{注50}自己の生命を自由と交換するという行為を自発的「契約」として是認し、斯かる「契約」を契機として複数の人間が或る種の社会を形成するならば、それを「社会契約」と看做し、グロティウスを「社会契約者」と評価することも可能である。そして、彼の「戦争法」及び「奴隷権」の理論構成が斯かる契約概念に基づくことは既に見た通りであるから、少なくとも本稿で検討した概念に関しては、グロティウスは原理的に一貫していると言えよう。従って、ここでも、ルソーにより展開されたグロティウス批判は、論理自体の問題というよりも両者の「社会契約」を巡る認識の決定的な相違に由来するものであることが確認されるのである。^{注51}

更に、斯かる認識の相違は、それぞれの認識を支える価値判断の影響下に置かれているであろう。グロティウスの理論においては、既に見た通り「生命と自由の交換の是認」と「抵抗権の原則的否定」は疑い得ない。そして、この二つの要素は専制政治の擁護と容易に結合するであろう。それゆえに、グロティウスの真意が奈辺にあったかは兎も角として、彼を観察する者の目には、彼はしばしば絶対主義イデオログと映ることになる。^{注52}これに対して、ルソーは、共和主義的原理の下での「社会契約論」を展開し、その文脈の中でグロティウスを批判しているのである。つまり、両者の認識の相違は両者の選好する政治体制の相違という価値判断の相違に基づくことが指摘されるのである。

以上のことから、ルソーのグロティウス批判は、絶対主義イデオログとしてのグロティウスに向けられたものであることが推定されるのである。

ところで、ルソーとグロティウスの社会思想上の対立は、確かにひとつの重要な論点では

注49 ダントレーヴ（久保正幡訳）『自然法』（岩波書店、1952年）80頁以下。

注50 「人間は、神の命令によってでなく、孤立した家が暴力に対して脆弱であるという経験からみずからの意思で政治社会に結合したのであり、そこから政治権力が生じた。」*JBP*, I, iv, 7, (3). また、*JBP*, Prolegomena, 15及びII, v, 24, (1)も見よ。更に、大沼、前掲論文、174-5頁を参照せよ。

注51 ダントレーヴは次の様に指摘する。「民主主義的原理の無条件的な適用から発生すると考えられた最後の最悪の危険は、それがまぎれもなく自由の決定的、全面的な放棄のための土台を提供する恐れがある、ということである。ルソー自身も、或る種の社会契約論、とくにグロティウスによって支持された理論を批判した際に、このような警告を発した。たしかにグロティウスは、社会契約は取消すことのできないものだとすることによって、絶対主義を正当化するために」「その観念を利用した。」ダントレーヴ（石上良平訳）『国家とは何か』（みすず書房、1972年）264頁。

注52 1643年4月11日付グロティウスから彼の兄弟宛の書簡において、彼はホッブスの*De Cive*に言及している。その中でグロティウスはホッブスの専制主義を是認し、教会と国家の関係に関する説を批判しており、これらの点でグロティウスはルソーと異なる。（これに対してホッブスの自然状態の定義（*bellum omnium contra omnes*）については、グロティウスは、ルソーと同様、批判的である。）*PW*, II, pp. 127-8, n. 2. これを見る限り、グロティウス自身にも専制政治を選好する傾向があったことは疑い得ない。

ある。しかし、それに加えて、認識の相違が両者に如何なる論証方法の相違をもたらしたかという、方法論的な対立軸を設定することも、両者の関係を考察する上で大きな意義を有するものと思われる。では、方法論的立場に対するルソーのグロティウス批判とは如何なるものであろうか。そしてそれは、国際法の歴史と如何なる関連性を有し得るのであろうか。

II.ii. 方法論批判

前章で見たルソーの批判の対象として挙げられたグロティウスの見解は、「戦争」概念、「戦争法」、「奴隷権」、更には「最強者の権利」等の何れの問題であっても、グロティウスが事実状態（実行）を重視した結果として導き出されたものと言える。ルソーの言葉によれば、グロティウスが常に行う推論の方法は「事実によって権利を確立する」^{注53}というものである。これに対して、ルソーの方法の核心は「法（権利）（droit）を通じて事実を検証すること」^{注54}であると言える。換言すれば、彼の方法は、彼が正しいと認識する法（権利）を所与のものと仮定し、それに従って「事実」の正・不正を判断するというものである。

このルソーの方法を採用するならば、歴史的「事実」は軽視されざるを得ない。しかも、グロティウスが援用する「事実」たるや、ルソーから見れば、「グロティウスは詩人達に支えられている」^{注55}と表現される程度のものでしかないのであるから、その軽視が甚だしいものとなるのは当然である。そして実際に、「一切の事実を遠ざける」という態度表明が彼の著作中にはしばしば登場するのである。^{注56}それゆえに、ルソーの認識は歴史的事実からの帰納を拒絶する。そして、「理念的な概念構成」^{注57}とも呼ぶべき仮説の状態が認識及び解釈の根本とされ、そこから演繹が行われる。^{注58}つまり、実証主義的方法に真っ向から対立する方法（ここでは、これを「理念的方法」と呼ぶこととする。）をルソーは一貫して採用しているの

注53 PW(CS), II, p. 25.

注54 PW(DO), I, p. 186. この箇所に引き続いて、既述した奴隷権に関する議論 (I.ii.c.) が展開されている。

注55 PW(Emile), II, p. 147.

注56 例えば、PW(DO), I, pp. 141 et 151, PW(CS, le ver.), I, pp. 462 et 470を見よ。

注57 「理念的な概念構成」とはマックス・ヴェーバーの方法論に関する世良晃志郎の議論の中に登場する。ヴェーバーの「理念型」とは何らかの主観的観点から構成された一つのユートピア的思惟像のことであるが、「ユートピア的思惟像」といっても、それが「あくまでも現実の諸事象の中から一定の諸事象を選択して構成されるものであり」、「その役割は現実そのものの一定の側面を科学的に把握するための手段たることにあり」ため、決して架空の恣意的な観念ではない。世良晃志郎『歴史学方法論の諸問題』（第2版、木鐸社、1975年）11-3頁。

注58 ルソーの方法に関する同旨の評価について、次の文献を見よ。S. Hoffmann, *The State of War* (London, 1965), p. 71.

である。確かに彼自らが明言している様に、彼が「論ずるのは事物の本性についてであって、共通の原則から独立し、数知れぬ個別的原因を有し得る現象についてではない」のである。^{注59}

この理念的方法が自然法論と結合することは極めて容易であると思われる。しかし、ルソーはこれをも拒絶する。自然状態における人々の相互関係には「如何なる種類の道徳関係も、確かな義務も存在しなかった」^{注60}と彼は考える。また、自然法論を支えたと考えられる諸々の要素（「良心」、「内面の声」等）が実際には斯かる役割を果たし得ないことを、彼は一つ一つ論証する。^{注61}つまり、彼の説く自然状態は本質的に没道徳的（「非道徳的」乃至「不道徳」ではない）状態であって、そこには道徳も義務も一切存在せず、^{注62}ましてや「自然状態においても妥当する法としての自然法」は存在し得ないことになるのである。この点でも、ルソーは自然法の存在を肯定するグロティウスと対立しているのである。

それでは、何故にルソーとグロティウスの間で斯かる方法論上の対立が生ずるのであろうか。その原因の一つには、方法論の時代拘束性とでも呼ぶべき問題があろう。即ち、グロティウスの時代においては歴史的事実が彼自身の事実認識やその背後にある価値判断（絶対王政の「正しさ」）に合致しており、それゆえに彼は実証的方法（歴史的事実の列挙）を、自然法論を採用しながらも、用いることが可能であった。それに対して、ルソーの時代は依然として絶対王政が継続しており（その意味で「事実」はルソーの論証にとって不利に作用する）、彼が構想する「社会契約」に基づく共和政的国制の正しさの論証のためには、彼は理念的方法を採らざるを得なかったのであろう。^{注63}

方法論を巡るこの両者の対立は意義深い。ルソーによる一連のグロティウス批判は、グロティウスを実証主義の系譜に位置付ける可能性が示されながら、展開されているものとも解される。またそれと同時に、ルソーが「事実」と「法」を截然と分けるという立場から、事

注59 PW(EG), I, p. 297.

注60 PW(DO), I, p. 159.

注61 PW(CS, le ver.), I, pp. 452-3.

注62 但し、「憐憫」(pitié)については、自然状態における人間の唯一の徳 (vertu) としてルソーは認めている。PW(DO), I, p. 160.

注63 「ルソーを巡る問題状況」を吉岡知哉は次の如く纏めている。「現在の不幸の源は歴史的に累積された諸関係、すなわち現在に至るまでの人間的歴史過程の内に形成された制度にある。」この制度は、自然によってではなく「人間によって創りだされたものである以上、人間自らの手によって破壊、変革しうるものである」が、その主体たる「人間は現在に至る人間的歴史による変性を蒙った人間でしかありえず、彼らに対する語りかけは、当代の流行、常識や制度によって植えつけられた思考という障害の前に、挫折するしかないであろう。」吉岡知哉『ジャン＝ジャック・ルソー論』（東京大学出版会、1988年）86-7頁。本稿に即して言えば、現在は不幸であり、それは人間の歴史（事実）に起因し、しかも歴史（事実）によってでは現在の制度を改変し得ない、という状況認識がルソーの方法に決定的な影響を与えたと考えられるのである。

実により規範内容を確定するという或る種の法実証主義に対する批判を含むものと言えよう。そうであるとすれば、これらの批判は、グロティウスが『戦争と平和の法』において構想し、提示したとされる「国際法」の体系^{注64}自体に対する批判の契機ともなり得るのである。

また、「奴隷権」の論証において典型的に現れている「私的自治」乃至「契約の不可侵」とでも言うべきグロティウスの一見近代的な法原理への依拠がローマ法の規定よりもさらに過酷な結果となること^{注65}も、ルソーは看取したであろう。だからこそ、この歴史的な文脈から切り離された法学的方法をも、ルソーは「暴君にとってこれ以上好都合な方法はない」と批判するのである。^{注66}

これらの論理から窺えることは、先ず第一に、(法)実証主義的方法がもたらす現状肯定的結論に対するルソーの警戒感であり、次に、ルソーがグロティウスの方法を斯かるものとして理解し、批判した、ということである。

結 論

以上に見てきたルソーによる諸々のグロティウス批判について、我々は次の諸点を指摘することが許されよう。

先ず、それらの批判は「戦争法」及びそれとの関連における「奴隷権」に関するものを主としている。それらはしかし、近代国際法理論における戦争法に関わるというよりも、むしろ国家構成原理という視点から論じられているものと理解される。ルソーに「国際法」(le droit des gens)の認識が欠如していたのでは決してなく、実際に「国際法」^{注67}や「欧州公法」(le droit public de l'Europe)^{注68}についての言及は、その内実を巡る議論はともかくとして、幾つか為されている。従って、ルソーはグロティウス(『戦争と平和の法』)を国際法学者(国際法のテキスト)として読んだというよりも、彼の国家理論(又は自然法理論)の断片を取り出して批判したものと解される。或いは、せいぜいが「戦争法」のテキストとして理解し

注64 勿論、現在では『戦争と平和の法』についての斯かる通説的評価に対する批判が提示されていることは留意すべきである。後述「結論」及び註(69)を見よ。

注65 福田敏一『近代政治原理成立史序説』(岩波書店、1971年)28-9頁。

注66 PW(CS), I, p. 122.

注67 例えば、PW(EG), I, pp. 299 et 304-5を見よ。

注68 例えば、PW(EP), I, pp. 368-9を見よ。

たのではないだろうか。^{注69}彼にとってグロティウスは「国制法」(le droit politique)の学者であった。^{注70}ルソーの『戦争と平和の法』解釈の当否は兎も角として、恐らく、フィロゾーフたるルソーが、国制を巡る議論の題材としてグロティウスの著作を読み、解釈したのであって、それゆえにこそ、グロティウスの「社会」・「国家」・「法」といったフィロゾーフにとっても共通する重要な基本概念について、批判を加えたものと考えられるのである。^{注71}

それでは、何故にルソーは斯くも辛辣な批判をグロティウスに対して加えたのであろうか。^{注72}そこには、「国制法」における「全学者の師」としてのグロティウスを批判することの現実的効果ばかりではなく、両者の間に横たわる社会認識及びそれに対する評価の大きな相違、即ち、「現状」を肯定的に理解するか否か、そして「共和制」と「絶対王制」の何れを選好するか、が存在するのである。ルソーが、国家の成立を考察した『社会契約論』であっても、国家間の関係を考察した『批判』であっても、共に民主主義を原理として貫徹させようとしたことは注目に値する。^{注73}それに対して、グロティウスは結局のところ歴史的事実としての絶対王制を支持し、恐らく彼にとってはそれがより自然な国家形態と観念されたのであろう。^{注74}そして、それらの認識の相違が両者の論証方法にも相違をもたらしたものと考えられるのである。

以上の事柄が、ルソーの「国際法」認識や18世紀における「グロティウス像」を巡る問題、更には田中忠がいう「負の国際法意識」^{注75}等々を考察する上で、一つの参考となるであろうが、それらは何れにしろ、別稿で検討・論証されねばならないのである。

注69 この点は、『戦争と平和の法』を本質的に戦争法のテキストとするハッゲンマッハーの解釈と共通するであろう。P. Haggenmacher, *Grotius et la doctrine de la guerre juste* (Paris, 1983), p. 626を見よ。

注70 上述注(5)を見よ。

注71 それでも、彼の個別の理論は近代国際法の理論形成と全く無関係であったのではない。「自然法」や「主権」、更には「勢力均衡」といった概念に由来する国際法上の諸問題はルソーの著作中の随所に登場している。これらの問題の検討は別稿で行う予定である。

注72 勿論、ルソーのグロティウス批判はバランスを欠く点もあることは否めない。Derathé, *op. cit.*, p. 78.

注73 現代の国際法形成における民主的制度の模索、国際組織の民主的統制(democratic control)等々の問題に対して、彼の議論が思想的及び理論的基盤を提供するものとも言えよう。

注74 この点でグロティウスとホッブスは一致する。レオ＝シュトラウス(染谷・谷・飯島(訳))『ホッブズの政治学』(みすず書房、1990年)、81-103頁を見よ。

注75 「負の国際法意識」については、大沼保昭「序」同(編)『戦争と平和の法』(東信堂、1987年)5頁及び14頁注(7)を見よ。